

特別相談「若者のトラブル110番」の実施結果について

東京都と23区26市1町は、「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として、平成27年3月9日（月）及び10日（火）の2日間、特別相談「若者のトラブル110番」を実施しましたので、その結果をお知らせします。

主な相談結果

- 特別相談期間中の相談件数は、**全体で130件**
 - ・東京都消費生活総合センター 36件
 - ・区市町の消費生活センター 94件

《東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要》

- 相談内容では、アダルトサイトなど有料情報サイトの架空・不当請求に関する相談が2割超を占めており、依然として多く見受けられる。
- 「いい儲け話があるから」などと先輩や友人に呼び出され、投資用教材の契約を迫られる事例について、「DVD」を購入させる手口から「USBメモリ」を購入させる手口に変化してきている。
- 賃貸マンション・アパートを退去する際の原状回復費用に関するトラブルについての相談も引き続き寄せられている。

実施概要

- 実施日 平成27年3月9日（月）・10日（火）の2日間
 - 実施団体 東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター
- ※「若者のトラブル110番」は、1月から3月にかけて展開した「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」（関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センター）の一環として実施しました。

★消費生活のトラブルで困った時は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう！

東京都消費生活総合センター 相談電話 03-3235-1155

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

「東京くらしWEB」で検索！

[問合せ先]

東京都消費生活総合センター相談課

電話 03-3235-9294

○主な相談事例（東京都消費生活総合センター受付分から）

【架空請求】

スマートフォンにショートメールが届き、身に覚えのないアダルトサイトの料金を請求された。「本日中に連絡しないと法的措置を取る」と書かれているが、具体的な金額や内容の記載はない。まだ相手に連絡はしていないが、どのように対処したらよいか。（男性 無職）

★消費者へのアドバイス

- ・ このようなメールに応じてしまうと、電話番号などの個人情報が事業者には伝わってしまい、思わぬ被害に遭うことがあります。事業者には連絡しないようにしましょう。
- ・ 裁判所からの通知を装ったり、「訴訟を提起した」などと連絡してくる事例もあるようです。裁判所からの呼び出しや支払い督促は、「特別送達」という特別な郵便により行われ、メールで来ることはありません。だまされないようにしましょう。

【高額な投資用教材(USBメモリ)の勧誘】

サークルの先輩からカフェに呼び出され、「投資で儲けないか」と言われ、「先物システムのノウハウが詰まった投資用教材（USBメモリ）」の購入を勧められた。お金がないので断ったところ、「消費者金融で借りればよい。車を購入すると言えば貸してくれる」と言われ、消費者金融2社から合わせて60万円を借り入れ、その「投資用教材」を購入した。しかし、本当に儲かるのかどうかかわからず、また、友人を勧誘するように言われており、不審なので、解約を希望する。（男性 学生）

★消費者へのアドバイス

- ・ 「絶対に儲かる投資」はありません。友人や大学の先輩等からの誘いであっても、仕組みがよくわからなかったり、不審な点がある「儲け話」は、きっぱりと断りましょう。
- ・ 誘われた時には「被害者」でも、同じ方法で友人などを勧誘すれば「加害者」です。「マルチまがい商法」の拡大を防ぐため、負の連鎖を断ち切る勇気を持ちましょう。

【賃貸マンションの退去費用】

2年間居住した賃貸マンションを退去することになったが、退去に当たって、契約書に記載されていないエアコンのクリーニング代を請求された。また、家主の立会いのもとで室内の点検をおこなったにもかかわらず、その際に確認した事項以外の修繕費用を請求された。納得できない。（女性 会社員）

★消費者へのアドバイス

- ・ 退去時のトラブルを避けるため、入居時に部屋や設備の傷や汚れなどを不動産業者等の立会いのもとで確認するとともに、写真に撮るなど記録をとっておきましょう。
- ・ 原状回復費用については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（下記URL）の考え方が基準になりますので、参考にしてください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html